

公立高校収容定員（公私比率）の協議の経緯

- 昭和36年7月に県教育委員会が、「山梨県高等学校教育審議会」に目安とすべき割合について諮問したところ、同年10月「生徒急増期の公立高等学校収容生徒数の策定にあたっては、昭和31～36年の実績入学率87.8%を下回らないように特に配慮する」旨の答申を得た。
- 昭和46年の9月議会において、県教育委員会は、公私比率は当時ほぼ定着していた85：15を目安とする旨の答弁を行った。
- 昭和55年度「山梨県公私立高等学校協議会」が設置され、以前からの85：15が確認された。【 → 資料5 】
- 平成3年、「山梨県後期中等教育問題協議会」の答申において、「公私協調のもとに、生徒の減少を公私のいずれか一方に負担させるのではなく、先ず、双方で公平に背負い合うことを、考え方の基本とすべきである。」という方向性が示される。【 → 資料6 】
- 以降、「山梨県公私立高等学校協議会」における協議により段階的に公立比率を変更。【 → 資料8 】
- 平成25年度の「山梨県公私立高等学校協議会」において、公立高校側より、算定方法の変更（進学見込者数の算定に当たって当年度の全日制高校の進学希望率を使用すること）を提案したが、公私での協議は不調となり、これ以降、算定方法については協議が整っていない。【 → 資料7 】
- 平成26年度以降の「山梨県公私立高等学校協議会」においては、公私立学校双方の主張する算定方法を両論併記により記載し、当年度の公立高校収容定員について協議を行っている。【 → 資料8 】

○公私立高等学校協議会の設置について

(昭和50年9月1日 文管助第252号 都道府県知事、各都道府県教育委員会あて 文部省初等中等教育局長、文部省管理局長通知)

近年、高等学校への進学率はなお上昇の傾向にあり、また、今後かなりの期間、中学校卒業生徒数の増加が続くものと予測され、更に人口の都市集中等の実情も加わり、各都道府県においては、過密、過疎等それぞれの地域を通じて今後相当数の高等学校の新增設が課題とされています。

このような事態に対処するためには、今後公立高等学校及び私立高等学校について、それぞれの充実と協力関係の緊密化に努め、各々の特色を生かしつつ公私協調の態勢により高等学校教育の拡充を図ることが必要であります。この趣旨から、公立及び私立の高等学校の設置者は、今後の公私立高等学校の役割分担その他高等学校教育の諸問題について協議し、検討を行うとともに、特に公私立高等学校の配置計画等について十分な協議を行うことが適切と考えます。

については、各都道府県においては、知事部局、教育委員会及び学校法人の関係者並びに公私立の高等学校長及び中学校長等を構成員とする「公私立高等学校協議会」(仮称)を設け、本協議会において、上記の公私立の高等学校教育に係る諸問題を協議することが適当と考えますのでよろしくお取り計らい願います。

○公私立高等学校協議会の運営について

(昭和57年7月3日 文管企第160号 各都道府県知事、各都道府県教育委員会あて 文部省管理局長、文部省初等中等教育局長通知)

標記のことについては、昭和五〇年九月一日付け文管助第二五二号により通知しているところであり、各都道府県におかれてもその趣旨に沿って必要な措置がとられていることと思います。しかしながら、昭和五七年度はいわゆる「ひのえうま」の影響により高等学校進学者が大幅に減少し、また、全国的に見れば、今後昭和五八年度から昭和六四年度までは一五才人口が増加を続け、次いで、その後は減少に転ずることが見込まれております。さらに、地域によつては、より著しい増減が予想されるところであります。

このような事態に対処するためには、各都道府県において地域の実態を踏まえ、将来を見越した適切な措置を講ずる必要があると考えます。

については、各都道府県におかれては、地域における今後の一五才人口の動態を十分勘案した上で、公私協調の立場から今後の進学者の動向、公私立学校の役割分担、公私立高等学校の配置計画、入学定員等の問題について、公私立高等学校協議会の適切な運営により、十分な協議が行われるよう一層の配慮をお願いします。

後期中等教育問題協議会 答申（抄）（平成3年10月30日）

I 中学卒業生の減少期における県立高等学校の生徒収容計画について

1 募集定員の公私比率について

(1) 公私比率の現状

本県の公私比率は、戦後の日本経済の発展に伴う高校進学者急増期における措置に端を発している。

比率が現在の85：15になった経緯は、次のとおりである。

- 昭和36年7月に県教育委員会が、「山梨県高等学校教育審議会」に目安とすべき割合について諮問したところ、同年10月「生徒急増期の公立高等学校収容生徒数の策定にあたっては、昭和31～36年の実績入学率87.8%を下回らないように特に配慮する」旨の答申を得た。
- 昭和46年の9月議会において、県教育委員会は公私比率は、当時ほぼ定着していた85：15を目安とする旨の答弁を行った。
- 昭和55年度「山梨県公立高等学校協議会」が設置され、以前からの85：15が確認された。
- 以後、公立高校の募集定員は、この比率を基に、同協議会とも調整を行うなかで策定し、現在に至っている。

(2) 当面する課題

県教育委員会が実施している中学校卒業予定者の進路希望調査の結果では、公立が85%以上を維持しているが、実際の入学者数の比率は、選抜方法等の違いから、60年度以降、公立が85%を割っている。

また、生徒の急減期を迎え、私学側から公私比率の見直しについて、要請がある。

(3) 協議内容

ア 公私比率の必要性について

本来、公・私立高校のいずれに進学するかという選択は、教師、保護者の指導助言をもとに、生徒本人の意志にあることを考えれば、公私比率によって定員を策定することは、いわば生徒による選択の自由に、ある種の制限を設けることにつながりはしないかという意見が出された。生徒募集は、公私それぞれの努力によって行われるべきであり、比率を設ける必要はないとするものである。

しかし、一方で、公・私立高校が協調し教育にあたってこそ、本県の高等学校教育をより安定した、活力あるものとして育てていくことができるものとする。

すなわち、義務教育ではない高等学校においては、生徒の能力・適性、進路、興味・関心等に応じた幅広い選択が保障されなければならない。建学の精神に則った特色ある私学教育

は、近年の生徒の多様化に対し、公立とは別の視点に立った対応も可能であり、公立高等学校による特色ある学校づくりの推進と併せて、本県高校教育の振興が図られるものである。

また、大部分の都道府県において公私比率が設けられ、公私協調の考え方の下に生徒募集が行われている現状がある。公私比率を設けていない県においても、生徒数、私立の認可定員との関係から、公私比率は自ずから決まるものであり、こうした目安となるものがなければ、募集定員の策定は収拾のつかないものとなる。

こうしたことから、公私比率については、既定のものとして固定的に捉えることなく、時代の進展に対応し、弾力的に運用すべきであり、今後も定員策定上の目安として存続させることが望ましいと考えられる。

イ 公私比率の見直しについて

近年、本県においては、生徒の私学志向が指摘されており、このことが比率見直しの理由の一つとして挙げられた。

また、今後見込まれる生徒の大幅な減少傾向を、学校運営の面で、私学関係者が危機感をもって捉えており、比率の引き上げを求めていることも、見直しの理由となっている。

私学志向については、県教育委員会が毎年度実施している進路希望調査の結果から推測できるが、一方、中学校における年度当初の調査では、地域によっては、公立志望の生徒の割合は、依然として90%を超えているとの意見もあった。

生徒の希望を可能な限り生かし、また、中学校における進路指導を無理のないものとするためには、少なくとも現状を維持すべきであると考えられる。

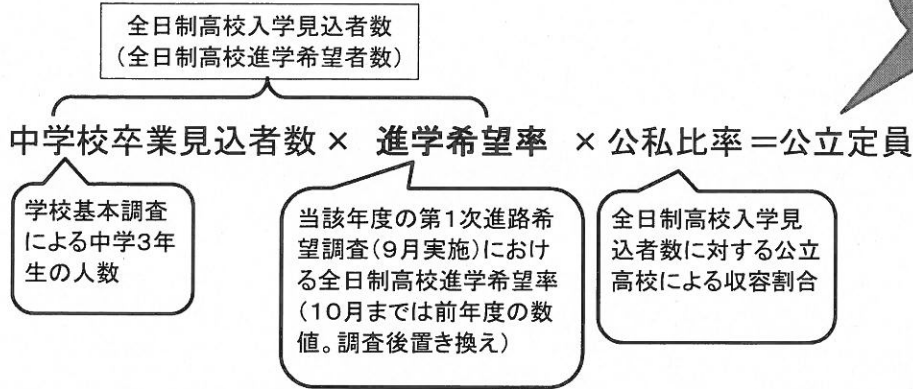
しかしながら、生徒減少期においては、現状の比率で定員が策定される場合、私立学校の運営にも影響があるとの意見もあった。こうした私学の実情を考慮し、その比率を引き上げることは、私学教育の振興を図ることとなり、ひいては本県高校教育の振興にもつながるものと考えられる。

こうしたことから、公私協調のもとに、生徒の減少を公私のいずれか一方に負担させるのではなく、先ず、双方で公平に背負い合うことを、考え方の基本とすべきである。

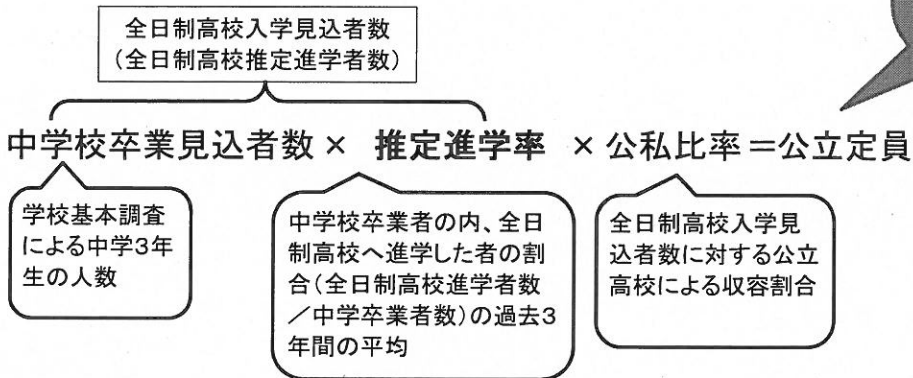
その上で、生徒の希望、入学状況等の現状を十分踏まえ、今後、公立私立双方で調整を図りながら検討していくことが望ましいと考える。

公私協における公立定員の算定方法

公立側

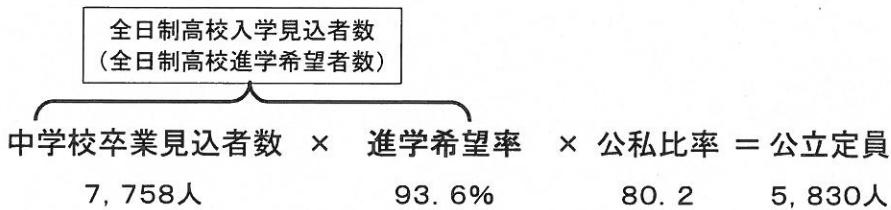


私立側

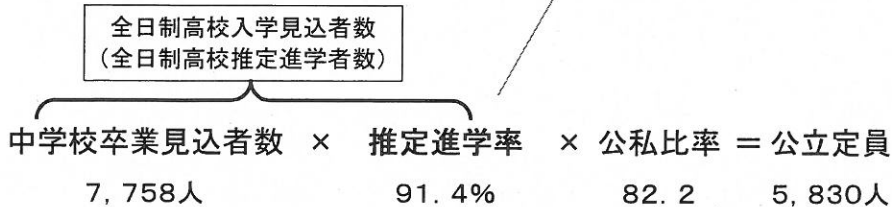


H30年度入試定員の算定の場合

公立側



私立



約2%の差